

## 改正の概要(平成22年8月1日適用)

## 関税率表解説

HS番号	品目	概要
通則1	-	「未完の完成品」として完成品の項に分類される物品については、通則1ではなく通則2(a)に基づき分類されるべきことを明確化。
第29類	ペグ化誘導体	第29類のビタミン、ホルモン等ある種の化学品に、ポリエチレングリコールを付加(ペグ化)した誘導体は、同類の化学品としてペグ化していないものと同一の項に属することを明確化。
第30類	ペグインターフェロン	第30類の医薬品に、ポリエチレングリコールを付加(ペグ化)した物品は、同類の医薬品としてペグ化していないものと同一の項に属することを明確化。
第32.14項 第39類	マスチック	プラスチックを基材とするマスチック用の物品について、完全に調合されたものは、第39類のプラスチックではなく、閉そく用のコンパウンドその他のマスチックとして32.14項に分類されることを明確化。
第38.24項	修正テープ	修正テープが修正液と同様に38.24項の化学調製品として分類されることを明確化。
第39.07項	ペグ化誘導体	ビタミン、ホルモン等以外の第29類の化学品に、ポリエチレングリコールを付加(ペグ化)した誘導体が、重合体として第39類に分類されることを明確化。
第85.18項	無線マイクロホンセット	無線マイクロホンとその受信機のセットが、無線送信機器ではなく、マイクロホンとして85.18項に分類されることを明確化。
【その他】		
第29.28項	ヒドロキシルアミンの 有機誘導体	(修辞上の修正)
第48.14項	紙製の壁面被覆材	

(別紙)  
改正の概要(平成22年8月1日適用)

分類例規第1部(国際分類例規)

HS番号	品目	概要
第3307.90号	エッセンシャルオイルを含有する香料の見本	プラスチック製のシールに香料を封入した広告用の見本につき、プラスチックのシールとしてではなく、調製香料として第3307.90号に分類。
第8517.62号	テレビジョン送受信用装置	テレビ放送用の信号変換機器につき、テレビ放送用の送信機器としてではなく、音声・画像・その他のデータの送受信を可能とする機器として第8517.62号に分類。
第8518.10号	無線マイクロホンセット	無線マイクロホンとその受信機のセットにつき、無線送信機器ではなく、マイクロホンとして第8518.10号に分類。
第8704.23号	荷台傾斜装置付き貨物自動車	整地・不整地走行兼用のダンプカーにつき、第8704.10号の「不整地走行用に設計した」ダンプカーではなく、その他の貨物自動車(20トンを超えるのもの)として第8704.23号に分類。
第9021.10号	歩行補助具	歩行困難者用の歩行補助具につき、87類の車両としてではなく、整形外科用機器として第9021.10号に分類。
第9503.00号	菓子付きのがん具	がん具の指輪とキャンディが卵形カプセルに同梱された商品につき、がん具と菓子とで別々に分類するのではなく、一括してがん具として第9503.00号に分類。
第9506.99号	アイスホッケー用パンツ	アイスホッケー用の防護用具につき、衣類としてではなく、運動用具として第9506.99号に分類。